令和８年 11 月 20 日

財務大臣　片 山 さ つ き　殿

関税・外国為替等審議会会長
神　作　裕　之

答　　申　　書

令和８年 11 月 20 日付財関第 1341 号をもって諮問のあった不当廉売関税の課税について、本審議会の意見を下記のとおり答申する。

記

関税定率法第８条第１項の規定に基づき、大韓民国並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域を原産地とするビスフェノールＡに対して不当廉売関税を課することついては、諮問のとおり行うことが適当であると認める。